

國學院大學學術情報リポジトリ

Lineages and the Bestowal of Divine Rank at the Courts of Emperors Montoku and Seiwa : Special Issue : The Present State and Future of Research About the Nihon Shoki

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Kase, Naoya メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000617

文徳・清和朝の神階奉授と由緒に関する試論

— 『日本書紀』との対応関係を念頭に —

加瀬直弥

はじめに

平安時代前期の神社において、由緒ほどの程度意味を持っていたのであろうか。著者は以前その点について、由緒を対象神祇の理解度を深めるためのツールとして捉えて分析したが¹⁾、本稿では視点を変え、文徳朝及び清和朝初期、九世紀半ばに多数奉授された神階に焦点を絞り、その背景に由緒がどれほど影響していたかを検討し、その上で、それら由緒と『日本書紀』をはじめとした史書や法制等の記載との対応関係を確かめていく。

もともと、多くの場合、神階奉授の理由は六国史などの史料に明記されていない。そこで、一日ないしごく短期間に多数奉授された例をとりあげ、その対象となった神祇の共通点などに注目しながら整理を試みる。検討する時代を文徳・清和両朝としたのは、当時が奉授の最も盛んな時期だと評価でき、具体例も数多く確認できるからである。

ただし、数が多いので、検討する例は絞り込む。対象とする時代には、神階三位以上と四位以下との間には一定の線が引かれていたと見られる²⁾。貞観十年（八六八）の官符で、国司の申請による三位以上の奉授の実態に触れている点も、そうした線

引きの裏付けといえよう⁽³⁾。そこで本稿では、検討対象は基本、背景を把握しやすい三位以上の奉授例に絞る⁽⁴⁾。

一 嘉祥・仁寿年間の高位奉授の背景

(一) 嘉祥三年十月奉授の対象諸神の共通点

まずは、『文徳実録』『三代実録』に高位奉授の記事が多くある大和国の五神を対象とした、嘉祥三年(八五〇)十月七日の奉授をとりあげたい⁽⁵⁾。

進⁽⁶⁾大和国大和国魂神階⁽⁷⁾授⁽⁸⁾從二位、石上神、及大神大物主神、葛木一言主神等並正三位、夜岐布山口神從五位下、

この時三位以上に叙された諸神に共通する点を把握するため、【表一】にその特色を整理した。

諸神の共通点となり得る要素の第一は、当然ながら朝廷の祭祀制度である。『延喜式』の神名帳に基づいているが、対象となっている神社はいずれも、祈年・二季月次・新嘗の中祀四箇祭ばかりでなく、十一月相嘗祭の対象でもあった。相嘗祭は畿内及び近江・紀伊両国の神社に限定され、数も相当に絞られた祭祀

【表一】嘉祥三年十月七日に三位以上の神階を奉授された諸神

神階	神名	郡	朝廷祭祀	神封戸数
從二位	大和神	山辺	名神大・月次・相嘗・新嘗	327
	石上神	山辺	名神大・月次・相嘗・新嘗	80
正三位	大神神	城上	名神大・月次・相嘗・新嘗	222
	葛木一言主神	葛上	名神大・月次・相嘗・新嘗	

郡・朝廷祭祀は『延喜式』巻九神祇九神名上、大和国条、神封戸数は『新抄格勅符抄』十神事諸家封戸、大同元年牒による

だが、大和国内には表にあげた諸神の神社の他に十三所も対象社が存在する。相嘗祭に預かる神社を一律対象にしていないことは明らかである。同祭よりも対象社の多い、中祀四箇祭も、そして名神が幣に預かる名神祭も⁽⁹⁾、当然奉授の判断基準にはなり得まい。

律令祭祀以外の朝廷のまつりとなると、特定神社を対象とする公祭があるが、その対象社は大神社のみで、しかも嘉祥三年当時はそうでなかったと考えられている⁽¹⁰⁾。公祭を基準とした奉授もあり得ない。

では、神社経済の面ではどうか。神封の多寡が影響を及ぼしていたのであろうか。少し時代は遡るが、『新抄格勅符抄』の大同元年(八〇六)牒に基づく、葛木一言主神のものは確認

できない。しかも、あつた他の三社も、その戸数にばらつきがある。神封が奉授の基準となつたとはいえない。

(二) 高位諸神の由緒の共通点

そこで注目されるのが由緒の問題である。登場順に説明する。

い 大和神

最初は、当日同時に奉授された諸神の中で一階高位の大和神である。対象となつた理由、そして、高位の理由を考える上で、崇神天皇・垂仁天皇との関係を示す伝承の存在は見逃せない。次は、その内容が具体的な、『日本書紀』垂仁紀所引の一説の要となる、倭大神の託宣である。

是時倭大神著^三穗積臣遠祖大水口宿禰^一、而誨之曰、太初之時期曰、天照大神悉治^二天原^一、皇御孫尊專治^三葦原中国之八十魂神^一、我親治^二大地官^一者、言已訖焉、

この部分は、天地開闢の時点で、天照大神が天上を、天皇が国の天神地祇を、そして倭大神自身が地の主を治めることが定まつたという趣旨になる。ひとつの考え方をすれば、託宣には、

大和神が天照大神と並ぶ大地の神だという理解が披露されている。これとは別に崇神紀は、天皇の大殿に天照大神とともにまつられていたとする^⑩。宮中において、大和神の特別な位置付けは周知のところだったのであろう。

この一説は、この託宣の後、垂仁天皇が大市長岡岬に大倭大神をまつつたとし、まつりの主は最終的には大倭氏の祖長尾市になつたとする。『日本書紀』に記された大和神の伝承は、天皇によつて創建、そして人的組織が整備された大和社の由緒という側面を持っている。つまり、そうした天皇とのかかわりの深い由緒を持つ神社が故に、祭神が三位以上に叙され、さらに、その由緒で、伊勢の天照大神に比し得る特別な神格とされたが故に、同時に奉授された他の神より高位となつた可能性がある。

ろ 石上神

石上神に関する伝承は垂仁紀にある。そこからは、同神の神宮に神宝が納められていた点、そしてその管理者について記されている。一説ではあるが、天皇の皇子五十瓊敷命が作らせた千口の大刀を同神の神宮に納めようとしたとき、神のことはにより物部首の始祖市河に治めさせたとする^⑪。

其一千口大刀者藏于忍坂邑、然後從忍坂移之、藏于石上神宮、是時神乞之言、春日臣族、名市河令治、因以令市河令治、是今物部首之始祖也、

神宝管理の氏族を定めたとする伝承は、広い意味での神社の組織作りを伝えている。そして、神宝を作らせたのが天皇の皇子とされ、かつ、市河に治めさせたのも天皇と見られる点からすれば、この伝承が、石上社が古くから、天皇とのかかわり深い神社と位置付ける意味を持っていると解せる。神社と天皇との関係性をあらわす由緒が明確に存在する点は、大和神と共通する。

は 大神神

大神神については、崇神紀に伝承が残る。筋書きとしては、国が治まらない原因となった同神からの幾度かの夢告を受け、天皇はまつりを改善しながらおこない、結果問題を解決させたというものである。

大神神を社地である三諸山にまつりはじめたのは、『日本書紀』では神代とされている¹²⁾。だが、崇神天皇紀に示された伝承は、まつる氏族を神の子大田田根子とするという、神社の組織

編成上重要な転機を示している。大田田根子を探したのも、「天皇以大田田根子令祭大神」と、まつらせたのも天皇とされるので、大神社は、祭神はもとより、神社そのものと天皇とのかかわりを、崇神紀で裏付けられる神社といえよう。

に 葛木一言主神

葛木一言主神についても、その伝承が雄略紀にある¹⁵⁾。

天皇射獵於葛城山、忽見長人、来望丹谷、面貌容儀相似天皇、天皇知是神、猶故問曰、何処公也、長人对曰、現人之神、先称王諱、然後応導、天皇答曰、朕是幼武尊也、長人次称曰、僕是一事主神也、遂与盤于遊田、駟逐一鹿、相辞発箭、並轡馳騁、言詞恭恪、有若逢仙、於是日晚田罷、神侍送天皇、至来目水、是時百姓咸言、有德天皇也、

神社に関係する言及はないものの、鎮座地における祭神と天皇の伝承が残っている点は、これまでとりあげた諸神と共通する。なお、『日本書紀』が葛城山の一事主神、つまり葛木一言主神についてとりあげているのはここだけである¹⁶⁾。

いゝにの話をまとめたい。嘉祥三年十月に神階高位に叙された諸神はいずれも、神社の場が舞台となり、天皇と直にかかわりを持つ伝承を有し、それがいずれも『日本書紀』に載っている。六国史や『延喜式』の神名帳を通して二百以上の社名が伝わる大和国の諸社の中でも、単なる祭神の由緒ではなく、神社の場が関係する由緒を持つ神社は稀だといえる。朝廷の結び付きが明快な由緒の存在は、位階を定めるにあたって有利に働き得る要素になり得たと考えられる。

もともと、嘉祥三年時に対象となった諸神は、その後同じようには昇叙しなかった。二年後の仁寿二年（八五二）には、大神神のみが従二位、つまり大和神と同位になった。¹⁷『文徳実録』は、嘉祥三年の時と同様、その理由を示さない。ただ、結果が相違する以上、昇叙の理由は以前の奉授とは相違するのは確かである。では、理由に迫れないのかとなると、この七年後の天安三年（貞観元年・八五九）の諸神同時奉授とその直後の正一位昇叙と同じ考え方が反映された可能性は想定できる。この考え方については次章で後述する。

（三）葛木御歳神と朝廷祭祀制度

文徳朝において、高位に叙された神社祭神は前節でとりあげ

た諸神以外にも存在する。ここでは、仁寿二年、つまり大神神とほぼ同じ時期に昇叙した葛木御歳神に注目したい。次は、そのことを示す『文徳実録』の記事である。¹⁸

加¹⁹大和国御歳神正二位、若宇加乃売命神、天御柱命神、
国御柱命神、並加²⁰従三位、

正二位という位階は、この時点で、後述する春日社の三柱の祭神に次ぐ高さである。当然、御歳神は朝廷中枢にも認識されていてしかるべき神祇であろうが、その由緒は『日本書紀』にはつきりとは記されていない。¹⁹

葛木御歳神の重要性を考える上では、朝廷祭祀とのかかわりあいを念頭に置く必要がある。同神は律令規定の祈年祭で重要な役割があった。『延喜式』所収の同祭祀詞には、「御年皇神」として登場する。祝詞の構成を確かめると、同神は、祈年祭の願意の核ともいえるべき豊稔の目的でまつられることが了解できるが、それを最終的な目的とする神祇は、『延喜式』が三三三座とする多数の対象の中で、同神のみであった。²⁰そして、同神に対しては、他にはない白猪・白馬・白鶏を用意することになっていた。²¹葛木御歳神に対する高位奉授の背景を考え

るには、神社在地への世俗的な影響より前に、この祈年祭における特別な位置付けに留意すべきであろう。在地への主たる効果が權威に過ぎない神階は一方で、朝廷中枢の神祇の評価の結果でもある。単なる祭祀の上でのかわりであっても、その祭祀の場が宮中である以上、そのかわりが奉授に及ぼす影響を、過小評価はできない。

ところで、先述したように、『日本書紀』には御歳神は登場しない。その一方で、朝廷祭祀に携わる氏族忌部氏に、同神の、しかも祈年祭に直接関係する伝承が存在した。齋部広成撰とされる『古語拾遺』には、祈年祭で御歳神も白猪・白馬・白鶏を用意する点に関する詳細な由来を記している。用意の理由も、苗の虫害を左右する同神の怒りを解くためと、はつきりしている。『古語拾遺』の御歳神の伝承は、朝廷祭祀であってもその担い手には、記紀神話の裏付けのない、まとまった由緒が伝わっていたことを示すものだが、文徳・清和朝において、それが記紀神話の神観の中で埋没するまでには至ってなかったと理解できる。

(四) 春日社祭神極位奉授の理由

さて、文徳朝における大和国内の最高位は、先に少し触れた

春日社の祭神であり、嘉祥三年九月に正一位に叙された二神、建御賀豆智命、伊波比主命両神であった。極位昇叙については、『文徳実録』に願意を籠めた策命が載録されているので、具体的に了解できる。理由についても、天皇即位の報賽だと明確に示されている。

亦遣^レ參議藤原朝臣助向^ニ春日大神社^一、策命曰、天皇^我乃高旨^止、大神^乃広前^爾申賜^申入、皇大神^乃厚護^爾依^之天、天日嗣^乃高御座^爾、平^久介^乃即賜^毛所念^行須、因^レ茲^天、先^爾禱^禱申賜^之比高冠^止為^毛天奈、建御賀豆智命、伊波比主命二柱^乃大神^手正一位^爾、天兒屋根命^波從一位^爾、比壳神^手正四位上^爾奉^利崇^奉留^留狀^手、神財^手令^二捧持^一天奉^レ出^須、此狀^手聞^食天、益^益爾^爾天皇^朝庭^手堅磐^爾常磐^爾幸^前奉^賜比^比、天下^{平安}爾^護賜^比助^賜止、恐^見恐^見爾^申賜^入申、

この奉授の同月には、朝廷は春日社以外にも伊勢大神宮と山城賀茂社に対し臨時の奉幣をおこなった。具体的な対象と品は、前者が細馬五疋、後者が神宝である^②。伊勢・賀茂の諸社は、齋王が仕えるなど、制度上他社に比して天皇とのかかわりが深い。時期からすれば、春日社祭神に対する神階奉授もまた、天皇との関係の深さが故だといえよう。その深さの理由が、祭神が天

皇の母方にあたる藤原氏の氏神だからであることはいうまでもない。

『日本書紀』で確かめられるように、春日社の祭神は、いわゆる天石窟の神事を担ったり、あるいは天孫降臨に功をなしたりした神と位置付けられている。だが、神代の事績が奉授の理由になったのであれば、対象となる神社祭神がもつと存在してしかるべきであるし、反対に、同時期神宝奉献の対象となった賀茂社祭神は、神代紀には登場しない。春日社祭神の昇叙に、神代の由緒が特別な意味を持ったあとはうかがえない。

天皇の血縁氏族の關係する神に対して奉授をしたと見られる当時の例は他にもある。天皇の長子惟喬親王の母方紀氏ゆかりの、紀伊国伊太郎曾神に対する從五位下への奉授がそれに当たる。祭神と目される五十猛神も、同時に神宝奉献された日前神も神代紀に登場するが、その由緒のみが重視されて奉授ないし神宝奉献に直接結びついたとはいえない。

(五) 小括

嘉祥三年、及び仁寿二年の神階奉授から、その実現に影響を及ぼし得た大和国の対象諸神の特色を探った。結果、注目される神祇は三分類される。まとめると、一つ目は、天皇の母系氏

神である。今述べた春日社祭神の特色である。

二つ目は朝廷祭祀の執行上重要視された祭神である。先ほど触れた葛木御歳神が該当する。仁寿二年十月に同神と同時に三位昇叙を果たした、広瀬神と龍田神もあげられよう。両神とも律令祭祀、それも少数ないし単独の神社祭神への祭祀（大忌祭・風神祭）の対象であった。同様の律令祭祀の対象は、両神以外は、伊勢大神宮（神嘗祭・神衣祭）と、大神社の關係諸神（鎮花祭・三枝祭）に限られていた。

そして、神階奉授にあたり、朝廷祭祀制度を念頭に置いて神階奉授をおこなったとはつきり分かる事例が存在する。それは、天下諸神あまねく神階奉授するという「方針」を打ち出した、嘉祥四年（仁寿元年・八五二）の天下諸神同時奉授である。次は、その基本方針を定めた前年の符の一部である。

特有¹所²思、天下大小諸神、或本預³官社、或末載⁴公簿、有位⁵更增⁶二階、無位⁷新叙⁸三六位、唯大社并名神雖⁹云¹⁰無位、奉¹¹授¹²從五位下¹³、

これによれば、例外的に、名神・大社祭神を相対的な高位である五位に叙すという基準を設けている。大社とは、いうまでも

なく、官社制度で定められた社格といえ、具体的には祈年祭幣が比較的多種多量となり、七道諸国の多くを除き、二季月次祭・新嘗祭幣にも預かった。名神は別の意味もあるが、神祇官が所轄する臨時祭の対象となる神のことを指した。⁽³⁰⁾ 朝廷祭祀制度の対象となる祭神への手厚い神階奉授は、文徳朝前期の朝廷において重要な方針であったと理解できる。⁽³¹⁾

最後に三つ目は、神社の由緒が朝廷に把握されており、その由緒で、天皇との密接なかわりあいを持つていた神祇である。こと高位の諸神は、その関係性が重視されていたと考えられる。ただ、重要なのは、祭神の由緒があったとしても、神代ものを積極的にとりあげているとは考え難い点である。天皇との密接なかわりあいとは、まずもって、神社の場にこだわった由緒から判断されていたと考えられる。

二 天安の諸神同時奉授と由緒

(一) 同時奉授の大きな傾向

神階奉授の背景について踏み込むため、本章では、天安三年(貞観元年・八五九)正月の諸神同時奉授⁽³²⁾の状況を確かめたい。この奉授は、嘉祥四年のように天下諸神対象と謳った形跡を確

認できないが、『三代実録』によれば、対象が個々に分かる中では従来ない規模の「二百六十七社」を対象としていた。嘉祥の天下諸神同時奉授にならったと見られる点についてはすでに指摘されており⁽³³⁾、その時の対象の多くが、八年後の天安時にも昇叙したと見られる。

天安の同時奉授における、大和国諸神の件数は七十七件に及び、その数は宮中・京中と他の三十九か国に比して群を抜く。ただ、その八割弱の六十件が、奉授前に従五位下だった大社の祭神に対するものであった。従五位下とは嘉祥時、名神・大社祭神に奉授されることになっていた位階である。⁽³⁴⁾ 従五位下大社祭神の一階加階は、畿内の諸国や、近隣の近江・紀伊両国などでも多く見られるので、この点でも嘉祥時の方針、すなわち朝廷の祭祀制度を奉授の基準とする方針を踏襲したと分かる。では、天安時のそうした方針が、高位諸神の奉授にもあてはまるかどうかを、前章同様、大和国の実例から確かめたい。

(二) 大和国諸神と出雲国造神賀詞

【表二】に示した奉授前の位階を見ると、前章で紹介した諸神も含め、多くが既に高位であり、同時奉授で一気に高位に叙された神祇は見当たらない。ただ、いつ高位に叙されたか不明な諸神も少なくない。すでに従一位であった大己貴神と、従二

大社である吉野郡の大名持神社⁽³⁾は、国内他社と比較すると、相嘗祭に預かっていなかったり、同年七月や九月に相次いでおこなわれた臨時の奉幣の対象ではなかったりする⁽⁴⁾。大己貴神の正一位叙位の要因を、広範かつ一律な祭祀制度上の優位性に求めることは難しい。

他方、大己貴神叙位と神賀詞との関係については、天安の同時奉授からわずか三日後の、大神神への正一位叙位からもうかがえる。同神は先の表にも示したように、諸神同時奉授の対象でもあった⁽⁵⁾。

神祇官従一位神産日神、従一位高御産日神、従一位玉積産日神、従一位足産日神、大和国従一位勲二等大神大物主神並奉授⁽⁶⁾正一位、

日取りを勘案すると、諸神同時奉授の調整と了解するのが妥当である。となると、大己貴神と同神だという考え方が奉授に影響を及ぼしたと見られる。両神が同神であると位置付ける伝承は『日本書紀』にもあるが、出雲国造神賀詞にも、「己命和魂⁽⁷⁾八咫鏡⁽⁸⁾取託⁽⁹⁾天、倭大物主櫛鹿玉命⁽¹⁰⁾名⁽¹¹⁾称⁽¹²⁾天、大御和⁽¹³⁾神奈備⁽¹⁴⁾坐⁽¹⁵⁾」⁽¹⁶⁾とある。同時奉授の状況からすると、大神社の大物主神が大穴

持命の和魂であるとの理解が、三日後の決定の要因であった可能性は高い。

それではなぜ、同時奉授で出雲国造神賀詞にあらわれる諸神が対象となるのだろうか。それを解く鍵は、神賀詞の目的にある。出雲国造の就任に際し、国造その人によって奏上される神賀詞の趣意のひとつは、天皇による国の安定統治の祈願である。この祈願のため朝廷は、天皇即位間もなくにおこなわれた諸神同時奉授にあたって、神賀詞に注目したと見られる。

ただ、そうした願意は、他のさまざまな神祇にも求め得るものである。そうした中で、神賀詞に登場する諸神が対象となつたのは、奏上儀礼という、広い意味での神事⁽¹⁷⁾が確立されていたことが要因だったと想定できる。神事重視の姿勢は、多くの大社の祭神や、祈年祭で重要な意味を持つ葛木御歳神が高位に昇叙した点からもうかがえる。

ところで、神賀詞に登場する諸神のほとんどは、天安の同時奉授前の時点で、すでに高位に叙されていたことが明らかである。今示した神階奉授における神事重視の姿勢は、主として文徳朝に確立したと見て良いのではないだろうか⁽¹⁸⁾。逆をいえば、天安の同時奉授で、大局に影響を与え、かつ従来とは違う基準を設けたとは考え難い。

おわりに

(一) これまでの検討のまとめ

文徳朝と清和朝初期の、大和国における神階奉授の状況を概観した。朝廷の神事に預かる諸神重視の方針のもとで、神事にかかわる由緒もまた重視されていたことは、出雲国造神賀詞にあらわれる諸神の事例で明白である。確かな神事関連の由緒を持った神社祭神、具体的には先に例をあげた葛木御歳神や、祝詞で創建創祀の由緒が示されている龍田神⁽⁴⁴⁾についても、関連する由緒が高位昇叙に一定の影響を及ぼした可能性はある。

逆に、朝廷の神事や神社という場につながらない、神代の祭神の由緒については、積極的に評価されてはいなかったと評価できる。同国最高位となった祭神をまつる春日社についても、重視された要素は、天皇の母系である藤原氏の氏神という点であり、天石窟の神事や天孫降臨など神代紀所載のできごとでないと考えられる点は既述した通りである。

ただ、神代でない、天皇と神社に関する由緒があるところは厚遇されている。天皇主導で神社の組織編成をした旨の由緒のある、大神・大和・石上の諸神への高位昇叙がその具体例であ

る。由緒によって天皇がまつりに責任を負うことが明白な神社については、朝廷の側で特別な意識を有していたと考えられる⁽⁴⁵⁾。

八幡神・天神などを除けば、少なからざる神社が記紀神話の祭神の事績を由緒に組み込んでいる現代と違い、古代の神社は、それらとつながりのない、あるいはつながりの乏しい由緒を持つ神社も少なくなかった。『風土記』に示された神社がその典型例だが、平安前期の段階でもまた、独自の祭神理解が意味を持つていた。次は弘仁十三年(八二二)の大和国解の一部だが、天太玉神以外の諸神がいかなる神かが記紀でははつきりとは記されていないし、そもそも登場しない例もある⁽⁴⁶⁾。

飛鳥神之裔天太玉、白瀧、賀屋鳴比女神四社、

弘仁年間より三十年以上後の文徳・清和兩朝でも、基本的にはこうした神社の由緒がまだ諸社に生きていたと考えられる。したがって、兩朝はまだ、『日本書紀』などの朝廷中枢で編まれた史書が、神社と密に結びついてはいなかった時代と解される。

(二) 全国的視野から見た由緒と神階の關係

これまで大和国の諸神を対象に検討を重ねて来たが、全国まで視野を広げると、今まで説明してきた内容に関する二つの問題が浮かび上がってくる。

一つ目は、大和国の諸神に対する理解が、他国の諸神には適用されていない点である。それがはっきり分かるのが出雲杵築神である。出雲国造神賀詞では、諸神を天皇の守護のために大和各地に配した大穴持命が、自ら「八百丹杵築宮」に鎮まるとしたとされる。だが、天安の同時奉授において、杵築神は正三位への昇叙に留まった。朝廷は、神賀詞の神観をあまねくは当てはめなかったのである。

出雲国の神と大和国の神が連動しないのは文徳朝からで、杵築神が従三位に叙されたのは、大神神が叙された翌年のことであつた。⁽⁴⁷⁾さらに、天安の同時奉授から四か月後の、紀伊国熊野早玉神・熊野坐神への従二位奉授⁽⁴⁸⁾の際も、出雲国の両神のさらなる昇叙はなかつた。従五位上に過ぎなかつた紀伊国の両神の大幅な越階は、出雲の熊野神と位階をあわせた結果と捉えるのが穏当である。そうした、鎮座する国を越えた神観が適用された状況のもとでも、出雲国熊野神の、そして杵築神の由緒の再確認はなされなかつた。

このような状況に至つた原因は、位階の決定が、神階奉授を求めた主体ごとに決めていた点に求められよう。対象とする時代から百年ほど後の儀式書だが、『新儀式』には、神階奉授の手続について、諸司諸国の申請にしたがつて手続きをする旨示されている。⁽⁴⁹⁾つまり、位階決めも申請単位であつたことがうかがえる。

先朝の例にならつて数多の諸神に神階を奉授した天安の同時奉授の場合、特に七道諸国の諸神の多くについては、朝廷中枢主導で、機械的に一階昇叙をした可能性が高い。対して、大和国の、とりわけ神賀詞登場の諸神については、天皇守護を理由に、奏上儀礼に携わる中央官衙が奉授を求めたのである。⁽⁵⁰⁾少なくとも、大己貴神と出雲国の杵築神に位階の差があるのは、それを求めた主体に違いがあつた結果と見られる。

二つ目の問題は、『日本書紀』の伝承の反映度合いである。天安の同時奉授を記録する『三代実録』では、その筆頭に一品を奉授された淡路国の伊佐奈岐命をあげる。同神もまた、履中紀に、天皇が淡路島で狩獵中に、河内飼部の入れ墨を止めるきっかけの託宣をした神として登場する。⁽⁵¹⁾つまり、同神もまた、天皇との關係が由緒で明らかかな神社祭神だといえる。

ただ、この由緒だけで一品を奉授されるかとなると、いささ

か疑問となる。やはり、神代紀に記された淡路之洲の幽宮⁽²⁾に比された点が重く受け止められたと見るべきであろう。

このように、場合によっては、神代の由緒が重視されたケースはそれなりにあると考えられる。神階奉授の理由を探るのは簡単ではないが、さまざまな要因を確認することで、なお新たな見解が生まれ得る余地のある課題だといえよう。

注

- (1) 拙稿「平安時代前期における神社創建の由緒」『藝林』六七―二、平成三十年(二〇一八)。
- (2) 拙稿『文徳実録』・『三代実録』に見られる神階奉授の意義 岡田莊司編『古代諸国神社・階制の研究』岩田書院、平成十四年(二〇〇二)。
- (3) 『類聚三代格』卷一 神宮司神主禰宣事、貞観十年六月二十八日太政官符。
- (4) なお、奉授の理由は単純でなく、さまざまな要因が重なっているケースが想定され、その中には、先学が追求した神階の世俗的意義(先行研究については前掲(2)で紹介)も含まれ得ることは承知している。
- (5) 『文徳実録』嘉祥三年十月辛亥(七日)条。
- (6) 康保四年(九六七)施行の『延喜式』が、嘉祥三年時点の状況をそのまま反映しているとは考え難いが、神名帳の大和国諸神に関しては、『延喜式』や先行する『貞観式』で変更された旨の注が残っているの⁽¹⁾で、同時期の神社の実情はおおよそ反映されていると見られる。
- (7) 『延喜式』卷九神祇九神名上、大和国条によれば、大和国内で祭神が中祀四箇祭に預かる神社は八十五所、名神祭の神社は二十六所である。
- (8) 岡田莊司『平安時代の国家と祭祀』続群書類従完成会、平成四年(一九九六)。貞観年間(八五九―八八七)の前期とする。
- (9) 『日本書紀』垂仁天皇三十五年三月丁亥(十日)条。
- (10) 『日本書紀』崇神天皇六年条。
- (11) 『日本書紀』垂仁天皇三十九年十月条。
- (12) 『日本書紀』神代上第八段一書第六。
- (13) 『日本書紀』崇神天皇七年二月辛卯(十五日)条、同八年十二月乙卯(二十日)条に、大田田根子が三輪君の始祖である旨が記されている。古代大神社の神主であった大神氏は、この三輪君の流れに位置付けられると見られる。
- (14) 『日本書紀』崇神天皇八年十二月乙卯(二十日)条。
- (15) 『日本書紀』雄略天皇四年二月条。
- (16) なお、同神が雄略天皇の怒りを買って土佐に遷されるように読める『土佐国風土記』(『釈日本紀』卷十二述義八、一事主神所引)の伝承もあるが、それについては『日本書紀』には記載がなく、『続日本紀』でも、同様の伝承は、同郡の高鴨神のこととしている(天平宝字八年十一月庚子(七日)条)。一言主神が土佐遷座・大和復祀されたかについては近世以来諸説あるが、平安前期の朝廷で周知されていた可能性は高くないだろう。前掲『土佐国風土記』が、遷座伝承に関する同時代記録として理解されていたとしても、伝承はあくまで同国高賀茂大社(都佐坐神社)に関するものであり、直接大和国の神に言及していないからである。そもそも、同社の祭神を高鴨神・一言主神併記とし、どの神の伝承であるかをはっきりさせない引用記録等のある、『土佐国風土記』の評価は実のところ難しい。
- (17) 『文徳実録』仁寿二年十二月乙亥(十四日)条。
- (18) 『文徳実録』仁寿二年十月甲子(二日)条。御歳神はその六か月前に從二位を奉授されたばかりであった。なお、『文徳実録』は単に「御

- 「歳神」とだけしているが、その後の昇叙の状況から、『三代実録』にいう「葛木御歳神」であることは明らかなので、本文でもそう表現した。
- (19) 『古事記』や『先代旧事本紀』地神本紀には御年神が登場するが、まとまった伝承に登場するわけではない。
- (20) 最終的な目的でなければ大和国内四所の水分神も対象となる。最終的な目的は天皇の食膳充実と読める。なお、水分神は、仁寿二年時には神階昇叙の対象とはなっていないが、それより十二年前の承和七年(八四〇)に従五位下を奉授されていた。『続日本後紀』承和七年十月己酉(七日)条。
- (21) 『延喜式』卷一神祇一四時祭上、祈年祭官幣条。
- (22) 『文徳実録』嘉祥三年九月己丑(十五日)条。
- (23) 『文徳実録』嘉祥三年九月乙酉(十一日)条・戊子(十四日)条。ただし、伊勢大神宮の細馬奉獻は例幣にあわせてなされており、独立した神事にはなっていないかった。
- (24) 『大鏡裏書』。
- (25) 『文徳実録』嘉祥三年十月甲子(二十日)条。
- (26) 五十猛神は『日本書紀』神代第八段一書第四・五、日前神は神代第七段一書第一。
- (27) ただ、日前社・国懸社祭神に対し、神階奉授でなく神宝奉獻がなされた決め手は、前掲(26)や、『古語拾遺』などにあるように、同社の鏡が伊勢大神宮の宝鏡と同じく、いわゆる天石窟の神事で鑄られたという点にあったと見られる。さらに、嘉祥三年より前にも後にも、神階奉授の事実が確認できない。当時、神代の由緒が全く顧みられなかったわけではないのも確かであろう。
- (28) 観念的にすべての神祇に奉授したのでなく、この後でも無位の神祇は多い。神祇官のいわゆる宮中八神も、天安の諸神同時奉授の時に無位から新叙されている。
- (29) 『類聚三代格』卷一神叙位并託宣事、嘉祥四年正月二十七日太政官符所引嘉祥三年十二月二十八日太政官符。
- (30) 『延喜式』卷三神祇三臨時祭、名神祭条。
- (31) なお、広瀬社・龍田社祭神の高位昇叙の実例を踏まえると、朝廷が、全国諸社との関係性を持つために、対象神社の多い四箇祭のみを念頭に置いて神階奉授をしていたとはいえない。そもそも、朝廷祭祀の対象であるうがなかるうが、神階を奉授していくという方針は、嘉祥の天下諸神同時奉授で打ち出されているし、諸説が指摘するように、諸国の国司も官社かどうか関係なしに管内諸社に神階を求めている。
- (32) 『三代実録』貞観元年正月二十七日条。
- (33) 同書に後記された具体的な奉授先から件数を割り出すと二百六十五件で、完全には合致しない。数え方は、神座数の記されている諸神をどう数えるかなどで変わってくる。
- (34) 宮地直一「諸神同時昇叙の研究(上)」『史学雑誌』三三一九、大正十年(一九二二)。実施日の同一性から、「前代の跡を追へるもの」だとしている。
- (35) 『延喜式』卷八神祇八祝詞、出雲国造神賀条。
- (36) 筒井健介「大和国」前掲(2)、編者所収。
- (37) 阿治須岐宅比古尼神と事代主神については神代紀などにも登場するが、一緒に両神だけ重視される要素を見出し難い。
- (38) 名神大社である点については、『延喜式』卷九神祇九神名上、大和国条。同条によれば、葛上郡にも、大社ではないが、この神の名を社名とする大穴持社がある。
- (39) 『三代実録』貞観元年七月十四日条・九月八日条。
- (40) 『三代実録』貞観元年二月朔条。
- (41) 『日本書紀』神代第八段一書第六。

- (42) 『延喜臨時祭式』に奏上儀礼をはじめとする国造就任儀礼の執行に関係する規定があり、神賀詞が『延喜祝詞式』に載る点、その奏上儀礼が神事である証左といえる。
- (43) 神階奉授を緻密に記録している『三代実録』と比較すると、『文徳実録』が神賀詞に登場する諸神の神階奉授を記載しなかった可能性もあるが、それら諸神に関しては、大和国諸神への奉授が積極的であった時期になされた、嘉祥の天下諸神同時奉授の際に、例外的に高位を奉授されたと考えられることもできる。
- (44) 律令規定の風神祭で用いられた祝詞。『延喜式』巻八神祇八祝詞、龍田風神祭条。
- (45) 神社と天皇の由緒の存在は、十六社の選定に結び付く可能性がある。
- (46) 『類聚三代格』巻一神社事、貞観十年六月二十八日太政官符所引弘仁十三年四月四日大和国解。『延喜式』(巻九神祇九神名上、大和国条)によれば、名のあがつている諸神に対応する神社は、全て大和国高市郡に鎮座する。厳密にいえば、太玉神は記紀のいわゆる天石窟の神事の伝承に登場するが、飛鳥、白瀧、賀屋鳴比女の諸神は記紀神話には登場しない。なお、飛鳥神の子孫の神が四社としながら三柱の神名しかあがつていないのは、新訂増補国史大系 of 当該官符の注にある通り、櫛玉神(天石窟の神事の際に玉を作る神として『日本書紀』に登場する櫛明玉神の可能性もある)の記載漏れと考えられる。
- (47) 『文徳実録』仁寿元年九月乙酉(十六日)条。この時同時に叙された熊野神も、出雲国造神賀詞に「加夫呂伎熊野大神櫛御氣野命」の名で登場する。なお、この時両神は、特に加階された旨が記されているが、同時期(仁寿元〜三年)同様の待遇を受けた諸神は、他に四か国五柱を数えるだけである。そうした待遇を受けていてもなお、大己貴神の和魂である大神神とは位階の差があった。
- (48) 『三代実録』貞観元年五月二十八日条。
- (49) 『新儀式』四臨時、奉加神位階事。
- (50) どの中央官衙かとなると、神祇官である蓋然性は高い。天安の同時奉授の対象となった大社が、畿内中心であったことや、同時奉授直後の二月一日に、大物主神以外に昇叙したのが、神祇官の宮中八神のうち「むすひの神」であった点などが、その傍証にはなる。ただ、神賀詞登場の諸神の昇叙が大和国内の諸神に限られるので、大和国司の申請による可能性も当然ある。
- (51) 『日本書紀』履中天皇五年九月壬寅(十八日)条。
- (52) 『日本書紀』神代第六段正文。